

上告しました「住基ネット訴訟」

※ 広報すぎなみ平成19年12月21日号2面に掲載したものと
同じ内容です（「これまでの訴訟費用」を除く。）。

住基ネットの安全性を区長が総合的に確認するまでの間、住基ネットへの接続を希望しない区民の意向も尊重し、当面、接続を希望する区民の情報だけを住基ネットに送信することを求めて、杉並区が東京都と国を訴えている住基ネット訴訟ですが、控訴審で杉並区が敗訴したことを受けて、12月12日(水)、最高裁判所に上告しました。

高裁判決の不当性

東京高等裁判所の判決は、今後の地方自治の発展と健全なIT社会を築く上で看過できない問題を含んでいます。

第一に、経済的請求以外で、区が国や都を訴えることはできないとされました。これは、自治体側からの能動的な問題解決の道を閉ざすものにほかなりません。

第二は、区民の権利の代弁者としての区の立場が否定されたことです。

住基ネットの稼働によって区民の利益が侵害されるか、その可能性がある場合でも、侵害されたと主張する個人でなければ法的救済を求められないというものです。基礎自治体として区民の信託を受けて行政サービスを提供すべき立場にある区の役割が否定されたのです。

第三は、住民基本台帳法上の裁量権が否定されたことです。

判決は、一部区民の不参加は住基ネットの最重要目的である事務の効率化を著しく阻害するという理由で、住民基本台帳事務が自治体の固有の事務「自治事務」であるにもかかわらず、安全性と区民の意向を尊重する方向での区の裁量権を否定しました。

第四は、自治体の法令解釈権が否定されたことです。

判決は、法律が違憲であっても、その法律が改正や廃止されるか、又は違憲とする判決が確定しない限り、国会が作った法律であるがゆえに、基礎自治体である区は、その法律が区民の権利を侵害するものだと考えても、忠実にそれを守り執行しなければならないとしています。この判決の考え方によると、区が区民の安全と福祉に直接責任を持つ立場から、違憲と判断される法律によって区民に権利侵害が発生しないよう、地域の実情をも踏まえて適切な措置をと

ろうとしても、それは、法秩序に混乱を来すことになるから一切認められないということになってしまうのです。

第五には、IT社会が進んだ今日では当然のものとされる憲法第13条に基づくプライバシー権をまったく認めませんでした。

個人のプライバシー権は、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」に含まれる新しい人権として保障されております。特にIT社会の中では、広義のプライバシー権にはその重要な柱の一つとして、自己情報コントロール権が含まれていると解釈することが大事です。プライバシーの保障は、国民の自由の根幹に関わるものであり、判決の考えを認めてしまえば、将来の国民の幸福も奪われかねません。

このように、高裁判決はまったく不当なものであり、到底受け入れられるものではありません。

将来の日本のために

これまで述べてきたとおり、判決は、国と地方が基本的に「対等の関係」として位置付けられている地方分権の時代に、頑なに旧来の解釈に固執し、区民に最も身近な基礎自治体の権限を全面的に否定し、国が作った法律に黙って従えと言わんばかりの内容になっています。また、IT社会の持つ特性に対する認識を欠き、自己情報コントロール権のみならず、その基礎となるプライバシー権の憲法上の保障すら否定しています。

このような判決を確定させることは、確固とした地方自治を確立するためにも、健全なIT社会を築くためにも、すなわち、将来の日本のためにも大きな禍根を残すことになりかねません。

区民の皆さんの中には、住基ネットによる利便性を享受したいとする人、安全性を重視して慎重に対応したいとする人など、様々なご意見がありますが、この訴訟の持つ社会的な意義に思いをいたし、早期の解決を求めて、憲法の最後の番人たる最高裁の判断を仰ぐことにいたしました。

区民の皆さんと、自治を守り健全なIT社会を築くことを願っているすべての皆さんのご理解とご支援とをお願いいたします。

住基ネット訴訟とは

◇健全なIT社会をめざして

区長には、住基法上、住基ネットを通じて都に区民の氏名等の本人確認情報を送信する義務があります。しかし同時に、同じ法律が、区長に、住民票記載

事項の適切な管理のために必要な措置を講じることを求めてもいます。

区民の中には、住基ネットという形で国民の基本的な情報が一つにまとめられることにより、プライバシーが侵されたり、他の目的のために使用されたりすることを恐れる声もあります。住基法はそうしたことを禁止してはいるのですが、不安がぬぐえない人もいます。

区は、IT社会の進展を否定するものではありません。むしろ、今後の社会の発展のためには、必要不可欠であり、きちんと発展させるべきものと考えています。しかしそれだけに、国民の不安を切り捨てて見切り発車するようなことは、できる限り避けなければなりません。広く国民の理解を得て進めることが、健全なIT社会を築くことになるのです。

◇住基ネットへの段階的参加を求めて

こうした中で、区として取るべき道はいかにあるべきかについて、区議会をはじめ様々な関係者や専門家のご意見も伺ってきました。単純に住基ネットへの送信義務だけに従う、ということでは、もう一方の義務である適切管理義務を果たしたことにはなりません。そこで、国も認めて横浜市で先行実施されていた段階的な参加方式を、区にも認めるように、都や国に求めてきました。

しかし、都や国は、一方的に、全区民の情報を直ちに送信することを求めるだけであり、しかも、お互いの意見が異なる場合の調整手段として地方自治法が定めている手段も取らず、不誠実な態度に終始しました。このため、区としてはやむを得ず、公正な第三者の判断を仰ぐべく、訴訟に踏み切ったのです。

これまでの訴訟費用

・第一審

＜平成16年度＞

1 弁護委任契約（必要経費を含む。） 1,335万4,480円

2 鑑定作業委託契約 231万円

小計 1,566万4,480円

＜平成17年度＞

1 弁護委任契約（必要経費を含む。） 794万1,155円

2 鑑定作業委託契約 231万円

小計 1,025万1,155円

＜合計＞ 2,591万5,635円

・控訴審

＜平成18年度＞

1 弁護委任契約（必要経費を含む。） 799万9,183円

2 鑑定作業委託契約 367万5,000円

小計 1,167万4,183円

<平成19年度>

1 弁護委任契約 500万円

2 鑑定作業委託契約 115万5,000円

小計 615万5,000円

<合計> 1,782万9,183円

▪ 控訴審までの総合計

1 弁護委任契約（必要経費を含む。） 3,429万4,818円

2 鑑定作業委託契約 945万円

総合計 4,374万4,818円